

## 電子申請の受付対象となる建築確認・許可申請等の手続き

電子申請の受付対象となる都が所管する建築物等（※）に係る建築確認・許可申請等の手続きは、次のとおりです。

### ※都が所管する建築物等

- ①東京 23 区：1 万㎡を超える建築物等（建築基準法施行令第 149 条第 1 項各号及び第 2 項に規定するもの）
- ②多摩地域：建築主事を設置している市（八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、町田市、日野市、国分寺市、西東京市、小平市の 11 市）を除く市町村内の建築物等
- ③都内島しょ部：全ての建築物等

- 1 建築基準法に関する手続き（指定確認検査機関からの報告等を除く）
  - 確認申請、計画通知、計画変更確認申請、中間検査申請、完了検査申請
  - 許可・認定に関する申請、建築主変更届、工事監理者届、工事施工者届、建築工事施工計画報告書
  - 法第 12 条 5 項の規定による報告、安全上の措置等に関する計画届
  - 管理報告書（総合設計、以下同様）、管理責任者選任届、公開空地等の一時占用申請等
- 2 建築基準法に関する手続き（指定確認検査機関からの報告等）
  - 確認申請引受通知書、確認審査報告書、完了検査（引受通知書、報告書）、中間検査（引受通知書、報告書）、仮使用認定報告書、道路敷地照会（区部を除く）等
- 3 東京都建築安全条例、東京都駐車場条例等の都の条例に基づく認定に関する申請、東京都紛争予防条例に基づく標識設置届 等
- 4 長期優良住宅の認定に関する申請、届出 等
- 5 都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく認定に関する申請 等
- 6 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく適合性判定、認定等に関する申請、届出 等
- 7 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく認定に関する申請 等